

○八幡市男女共同参画推進条例

○八幡市男女共同参画推進条例

平成21年3月30日条例第3号

八幡市男女共同参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念、市、市民及び事業者の責務その他男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 市民が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって市民が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。

(2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

(1) 人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性及び能力を發揮できる機会が確保されること。

(2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会における制度又は慣行が解消され、社会における活動の選択に対して影響を及ぼさないように配慮されること。

(3) 市民が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。

(4) 市民が、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活及び仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たって、市民、事業者、国及び府との連携及び協力に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の協力に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の協力に努めるものとする。

(権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とする差別的取扱いその他の男女共同参画に反する権利侵害を行ってはならない。

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画プランを策定したときは、速やかに公表するものとする。

3 前2項の規定は、男女共同参画プランを変更する場合について準用する。

(委員等の構成)

第9条 市長は、附属機関その他これに準ずるものの委員等の委嘱又は任命に当たっては、女性の積極的な登用に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(男女共同参画推進本部)

第11条 市長は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画プランに基づく施策について企画、調整及び実施を行うため、男女共同参画推進本部を設置する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている八幡市男女共同参画プランは、第8条第1項の規定により策定されたものとみなす。